

2025 年度当初予算編成に関わる対県要請項目

1. 経済・産業政策

1. 大分県税財政基盤の強化

(1) 「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を着実に実行していくため、県民ニーズ及び行政評価結果も踏まえ、必要な財政措置を講じた上で、中長期的に安定した財政基盤を構築すること。

一方、県の財政調整用基金残高は 2025 年度以降、減少する見込みとされていることから今後の財政運営のあり方について明らかにすること。

また、「安心・活力・発展プラン 2015」(2020 改定版) は 2024 年度が最終年度となることから総括を行うとともに、パブリックコメント等で集約した「県民の声」を反映した上で、次なるプランの策定を行うこと。

(2) 公正・公平な社会を実現する基盤としてマイナンバー制度の定着と一層の利活用にむけた取り組みを推進すること。

あわせて、根強く残る制度への不安や誤解を払拭するための取り組みを徹底すること。また、県が取り組んだ「マイナンバー情報の総点検」の詳細について明らかにすること。

さらには、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行うこと。

(3) 税制について、以下のことを国に対して働きかけること。

- ① 食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇が、国民生活、特に低所得者の生活を圧迫し続けているなか、高騰が続くガソリン価格については、高齢者や子育て世代はもちろん、すべての生活者はもとより、中小企業の経営に大きな影響を及ぼしている。こうしたことから、燃料価格の高騰対策として揮発油税などに上乗せされている、いわゆる「当分の間税率」を廃止すること。
- ② 自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、自動車重量税の廃止など税の軽減・簡素化をはかること。
- ③ 税制全体の見直しによって地方財政に影響が及ぶことがないよう措置を講じること。

2. 大分県内の産業・企業の維持・発展

(1) 都市部一極集中の実態を踏まえ、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、知識・産業集積等地域産業の活性化による雇用の増大をはかること。そのために、核となる企業への支援を行い、市町村内・市町村間の連携を強化して、県内産業としての国際競争力を高めること。

(2) 地域金融機関が地域密着型金融としての役割を発揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行うこと。さらに、県内の産業・企業の維持・発展がはかれるよう、企業に対する優遇措置など継続的な支援を行うこと。

(3) 県内経済や雇用を支える中小企業・地場産業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援なども含めた総合的な支援体制を構築すること。

(4) 外国人労働者の人権を守り、地域住民と共生し安心して仕事と暮らしが両立できるよう、外国人労働者を包摂した「多文化共生」に係わる計画や指針の策定、多文化共生地域会議の開催、多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置・拡充をはかること。さらには、県の取り組みのみならず、市町村のこれらの取り組みを後押しすること。

- ①外国人受入環境整備交付金を活用した外国人労働者に対する情報提供や相談対応の多言語化および行政サービスにおける「やさしい日本語」の活用を促進し、さらには、就学や進学において日本語指導が必要な子ども向けの教育体制の構築をはかること。
- ②働く際に必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、業種の特性やニーズを踏まえ、日本語教室や夜間学校等の学ぶ場を外国人労働者に提供すること。同時に、外国人向けの公共職業訓練の整備を進めること。
- ③外国人労働者が事業主都合による離職や長時間労働が発生しないよう、受け入れ企業に労働法令等を順守するよう指導を徹底すること。あわせて、労使問題が生じた場合には、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等な交渉ができるよう、労働局等と連携して支援強化をはかること。
- ④関係事業者や居住支援団体が構成メンバーとなる「居住支援協議会」については、すべての市町村に設立できるよう財政面での支援を含めた取り組みを推進すること。あわせて、賃貸人の理解不足から外国人労働者が住居を借りることができない事象が発生していることから対策を講じること。
- ⑤地域において外国人労働者の「やむを得ない事情がある場合」の転籍を実現していくためには、自治体が行う職業紹介機能（地方版ハローワーク）が重要となる。国の関係諸機関と連携をはかりつつ、外国人労働者の転籍を支援していくために地方版ハローワーク体制を整備すること。
- ⑥外国人留学生の県内就職や起業につながる支援策の強化および受入環境の整備を行うこと。

3. ものづくり基盤と人材育成の強化

(1) 「ものづくりおおいた」の持続的な発展にむけて、「ものづくり人材」「デジタル人材」「グローバル人材」の確保や定着、育成に関わる取り組みを強化すること。

- ①半導体・デジタル産業については、国が主導する形で、産学官連携を通じた産業クラスター強化・人材育成等の取り組みが進んでいるが、これらの取り組みはすぐに成果がでるものではないため、継続した支援を国に対して要請すること。
- ②県内の製造拠点のニーズを踏まえた上で大学や高専のみならず、高校を対象とした人材育成に関わる取り組みを、産業教育設備の更新・拡充を含めて強化すること。
- ③県内の中小ものづくり企業の活力発揮に向けて、IoT化や生産性向上による競争力の強化、DX人材育成などの支援を強化すること。

(2) 近年のエネルギーコストや部素材の高騰への対応は、半導体・自動車製造関連等を含めた製造業全体はもちろん、流通業等あらゆる業種に大きく影響する課題である。2023年3月に措置された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、特別高圧で受電する企業への支援策が講じられてきた。一方で、この支援策については、補助の対象となる事業規模が都道府県によって異なる。今般「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の増額が決定したことから、その対象となる事業規模の見直しをはかること。

4. 地域経済の活性化と雇用創出・まちづくりの推進

(1) 「おんせん県おおいた」の強みを生かし国内外の誘客を推進するとともに、本年、福岡県とともに実施した「デスティネーションキャンペーン」の経済効果等の成果と課題について明らかにするとともに、今後実施する誘客活動に関する取り組みに反映させること。

(2) 県とパートナーシップを締結していたヴァージン・オービット社の経営破綻を受けて、現段階における宇宙港の実現にむけた県の取り組み状況を明らかにすること。

また、将来にむけて宇宙港を核とした経済の好循環を創出するため、県内企業の宇宙関連企業への参画はもとより、新たな宇宙産業関連の企業誘致、必要な人材育成等、引き続き積極的な取り組みを行うこと。

5. 公契約の適正化

(1) 公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、賃金保障を義務付ける「公契約条例」を制定し、公契約の適正化を推進すること。さらに、公契約条例の制定にあたっては、適正な労働条件を確保していくために、労働組合も参加する審議会を設置し、働く者の視点を反映させること。

また、安定的で質の高い行政サービスを持続的に提供していくために、エネルギー価格や食材費、人件費等の上昇を考慮し、学校給食やスポーツ施設、医療事務など自治体が事業者にも業務委託している契約金額については、契約期間内であっても事業者からの要請に応じ、適宜見直しを行うこと。

2. 雇用・労働政策

1. 雇用の安定と創出策の強化

(1) 大分県地域経済及び雇用の活性化に向け、「地域雇用活性化推進事業」及び「地域活性化雇用創造プロジェクト」などの拡充を国に要請するとともに、地域における自発的な雇用創造の取り組みを支援すること。

また、都市圏から地方へのテレワーク拡大や企業のワーケーション導入が地方創生として推進されていることを踏まえ、地方創生の各種支援金等の周知と活用による地域雇用の創出をはかること。

(2) 県内経済を支えている中小企業・小規模事業者が、後継者不足や経営者の高齢化の課題を抱える中、安定的に雇用を確保し、事業の継続・継承・成長が実現できるよう「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」との連携強化はもちろん、関係機関との連携を踏まえた上で継続した支援を行うこと。加えて、事業継承については、県内のみならず県外人材のマッチングを含めた取り組みを推進すること。

また、県内中小企業への就職者に対する奨学金返還支援制度を創設しその活用を進め、人材確保と定着につながる取り組みを推進すること。

あわせて、中小企業退職金共済制度への中小企業の加入促進にむけて、補助制度の導入や補助金の拡充をはかること。

(3) 物価上昇と生産性向上に見合う賃上げがすべての職場で継続的に実現できるよう、労務費を含めた適正な価格転嫁の促進等による適正取引の推進やエネルギーコストの抑制、賃上げ促進税制や助成金等の周知や拡充、人材投資や生産性向上に資する支援拡大などの環境整備を進めること。

(4) 「おおいた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」における取り組みを着実に進めるとともに、「就職氷河期世代」に対し、当事者に寄り添ったオンラインも活用した就職相談や職業紹介の取り組みを通じて、職業能力開発や就労支援、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行うこと。

2. 職業能力開発施策の推進

(1) 雇用形態や企業規模、在職・離職の違いにかかわらず、外国人労働者を含むすべての働く者、働くことを希望する者が自己の職業能力を開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことができるよう、地域や企業、受講者の人材・訓練ニーズを踏まえ、土日・夜間での随時開講やオンライン講義など適切な職業能力開発機会を提供すること。また、訓練指導員の増員や人員確保も併せて行うこと。

(2) 県がめざす「障がい者活躍日本一」の実現につながる、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携し、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を講じること。

また、中小企業における障がい者の雇用を推進するため、これまで障がい者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化をはかりつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化すること。

さらに、就労を希望する障がい者の安定的な就職のために、本人希望を踏まえたうえで、個々の特性に応じた就労支援などを強化すること。

3. 食料・農林水産業政策

1. 農林水産業政策

(1) 農地の7割が中山間地域に位置する本県の特徴を踏まえた上で、中山間地域の振興と地域社会の維持をはかる観点から「持続可能な農業基盤の確立」にむけた取り組みを積極的に行うこと。

あわせて、隣接県の事例にみられるように、工業のみならず、農林水産業とともに振興を進める「農林水工併進型」の県政を推進すること。

(2) 国内人口の3割以上の人口が集中する首都圏は、国内GDPの約34%(2020年度)を占める日本随一の経済マーケットとなっている。こうした首都圏への県農水産物の販路拡大はもちろん、国外マーケットへの積極的な取り組みを推進すること。

さらには、地産地消の推奨など県民運動の展開や、フードチェーンとの連携強化などを通じた県産食品の消費拡大を促進すること。

また、県内に223箇所ある、新鮮な農林水産物を生産者が直接提供・販売する「直売所」については、2024年11月に「全国農林水産物直売サミット」が本県で開催されることを契機ととらえて、さらなる振興とともに、持続可能な直売所経営につながるための支援を行うこと。

(3) 農林水産業への新規参入や新規就業を促進するための支援・環境整備を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の育成・確保を重点的にはかること。

(4) 食の安心・安全の確保、競争力のある農業に向けて、国民共有の財産である種子・種苗を守り、良質で安価な主要農産物種子の安定供給をするための「種子条例」については、九州各県の制定状況等を含めた調査・研究を行い、早期制定にむけた取り組みを推進すること。

(5) 大分県農林水産研究指導センター水産研究部は「藻場再生」にむけた、研究・試験を行っているところであるが、SDGsの観点を含め、鉄鋼スラグなど民間技術の知見も採り入れた上で、取り組みを行うこと。

4. 福祉・社会保障政策

1. 医療、医療保険制度の抜本改革

(1) 2024年度から「働き方改革」が医療職場に展開されていることから、以下のとおり地域における医療人材の確保に努めること。加えて、へき地における医療機能を維持していくため、施設・設備の整備をはじめ、必要な支援策を講じること。

- ①医師、特に小児科や産婦人科の医師不足が顕著である地域について、引き続き医師確保のための財源措置に努め、地域・診療科ごとに偏在なく医師を確保すること。
- ②退職した医師の復職にむけて、復職研修の機会を拡充するとともに、研修中に利用できる保育の確保等、円滑な受講を促進するための条件整備を行うこと。また、県外で勤務する医師のUターン勤務を促進するための情報発信・相談支援等や、医科系大学の地域枠で入学した学生が卒業後も当該地域で医療を担うことにつながる支援について取り組みを強化すること。
- ③看護職の人員不足解消に向け、各医療機関との連携のもと、看護師修学資金貸与制度の拡充など、看護系学校を卒業した看護職希望者の県内就業のための対策に引き続き取り組むこと。加えて、診療報酬の改定を踏まえ、看護師をはじめとする医療従事者の処遇改善に努めること。
- ④医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らずすべての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底すること。また、医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。加えて、労働時間の短縮と質の高い医療の両立をはかることを目的とした、医師から看護師へのタスクシフトを推進するため、「大分県特定看護師等養成支援事業」の充実をはかること。
- ⑤勤務環境改善に向けた取り組みの実効性を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」運営協議会に労働組合を参画させること。

(2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる医療提供体制の整備に向け、第8次医療計画(2024~2029年度)ならびに地域医療構想の推進においては、地域実態に即しつつ以下の対応をはかること。

- ①急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、安易に不採算医療の診療科目の見直しや再編・統合をすることなく、医療機関(病床)の機能分化と連携、医療と介護の連携を推進すること。
- ②地域医療構想の実現に向けて病床転換や病床数の調整を行う場合、医療機関の設置主体にかかわらず、域内の全ての医療機関を対象に協議を行うこと。その際、病床の統廃合にともなう雇用問題が生じないよう対策を講じること。
- ③地域医療構想調整会議に、医療機関の利用者である被保険者の声が反映されるよう、労働者の代表を委員に加えること。

(3) 国保制度が安定的に運営されるよう、県と市町村との意思疎通の徹底をはじめ、国に対しては、追加の財政支援等、必要な措置を引き続き求めていくこと。保険料については、健康寿命日本一を掲げる県の施策を引き続き推進し、被保険者の負担が増えることのないよう医療費の抑制に向け、健康づくりの推進や頻回受診や重複投与の是正および後発医薬品の使用促進などの取り組みに努めること。また、予防医療に重点を置くという観点から、特定健診・特定保健指導の実施率向上をはかるため、事業主に対して、非正規雇用労働者を含め、特定健診・特定保健指導を受ける際に就業上の配慮を徹底させるよう周知・啓発活動に取り組むこと。

2. 高齢者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

(1) 第9期大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画において、高齢化率が年々増加し、要介護者数も増加することが想定されていることから、以下の内容について取り組むこと。

- ①介護サービス事業所及びすべての福祉施設における介護労働者の雇用・労働条件の改善に向け、労働関係法規の周知や遵守の徹底に引き続き取り組むこと。一方、働きやすい環境整備に取り組んでいる事業所を好事例として高校で紹介するなど、就労意欲を高めるよう取り組むこと。また、介護従事者の負担を軽減し、働きやすい職場環境を整備するためにも、介護サービス事業者に対してICT機器の助成について制度の拡充をすること。
- ②新卒者を含めた若者の雇用確保と潜在介護福祉士などの復職支援のため、離職した介護福祉士の資格等取得者の届出制度の周知徹底や研修制度の整備に取り組むこと。
- ③介護人材の確保が喫緊の課題であることから、2024年度の介護報酬の改定を踏まえ、処遇改善を実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着がはかられるよう事業所を指導・支援すること。とりわけ、加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。
- ④今後増えることが想定される外国人介護就労者において、暴行や脅迫による実習の強制や事業所がパスポートを保管するなどの人権侵害を防止するため、関係機関と連携する中、受け入れ施設への指導強化に努めること。特に、在留資格が「介護」または「特定技能」で働く外国人労働者が、賃金・労働条件において、労働関係法規に違反している、または社会保険に加入させていない場合は、事業者指定の取り消しなども含めて厳正な対処をすること。

(2) 介護保険料については、制度創設以来、依然として上昇傾向にあり、保険料の市町村間でその差額もますます大きくなっており、被保険者の負担が増大している。今後も介護保険料および利用者負担額の増大が懸念されることから、市町村と連携し、介護予防の取り組みを積極的に進めるとともに、効果的な対策を講ずること。併せて、保険料については負担割合等制度の見直しに向け、引き続き国へ要請すること。

(3) 有料老人ホームをはじめとするすべての高齢者福祉施設において、入居者が安心して療養や生活ができるよう、虐待の発生またはその再発を防止するための措置（委員会の開催、マニュアルや指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）や、適切な対策の検討とその結果の従業者への周知徹底が行われているかを確認し、指導監督を徹底すること。

また、事業所における家族や介護者等からの苦情や要望への対応が増加している実態を踏まえ、相談・通報に迅速に対応でき、また、カスタマーハラスメントに対応できる体制の整備を行うこと。

3. 子育て支援の強化

(1) 子育て支援について、超少子高齢社会が進行する中、人口減少に歯止めをかけるため、大分県の特徴を活かしたアイデアを創出するなど、工夫を凝らした施策を講じていくこと。その際には、若年層や子育て世代などとも意見交換を行い、県民ニーズの把握に務め、希望する認可保育施設に入れなかった未入所児童の解消をはじめ、安心して働きながら子育てができるよう、引き続き市町村と連携して取り組むこと。そのうえで、以下の具体施策を進めること。

- ①保育士および保育教諭の確保が喫緊の課題であり、また、「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据え、更なる人材不足が予想されることから、保育士等の人材確保に向け、賃金水準引上げなどの処遇改善を行うとともに、ICT等を活用した事務作業の簡素化を推進する等、保育士等の勤務環境の改善をはかること。
- ②保育の質の向上に向け、職員の研修機会の確保等を行うほか、2024年4月に施行された保育士等の職員配置基準の見直しを踏まえ、公立私立問わず経過措置を待つことなく改善が進められるよう、積極的な対応をはかること。

- ③離職した保育士等を対象とした各種助成制度の継続および拡充を行うこと。
- ④2020年度よりスタートしている「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期計画）」の最終年度であることを踏まえ、評価を行うとともに、広く県民のニーズに応えられるよう内容の充実と目標達成に努めること。
- ⑤市町村が新たに策定する2025年度から5ヵ年の「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、地域のニーズに基づき計画を策定するための適切な調査が実施されるよう、市町村に対し必要な措置を講ずること。特に、地域子ども・子育て支援事業に明記されていない休日保育や休日学童保育についても、ニーズを踏まえた措置を講じるよう促すこと。
- ⑥子育て支援の充実に向けて、子育て支援員の増員をはかること。

(2) 放課後児童クラブのニーズの増加を踏まえ、市町村が実施する放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業等について、事業の拡充と質の向上のための支援や人材確保のための処遇改善等の支援に引き続き取り組むこと。

(3) 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備のため、以下の内容について市町村とも連携して取り組むこと。

- ①各種手当等の支給や貸付金等、経済的支援の拡充について検討すること。
- ②「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、生活保護世帯の子ども、将来的な自立に向けた早期からの支援につながる仕組みの整備や、就職して自立する場合に生活基盤の確立に向けた支援がはかれるよう、生活保護の実施主体である市町村を支援すること。
- ③県内小中学校の給食費無償化が広がりつつあるが、自治体によってばらつきがあるため、すべての市町村で等しく実施されるよう支援すること。また、子育て支援・貧困対策として国の政策で実施されるよう、要望していくこと。
- ④「子ども食堂」の取り組みについても、公的支援の継続はもとより拡充について検討すること。
- ⑤生活が厳しくなっている人や、ひとり親世帯等で金銭的な理由により生理用品を買えない「生理の貧困」問題が全国的に生じていることから、自治体として公共施設等への支援策に取り組むこと。

(4) 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）の支援について、以下の内容を踏まえ取り組むこと。

- ①生活支援や就学支援などの包括的な支援提供体制を整備すること。
- ②周囲の共通認識や理解促進が必要であることから、広く県民への周知をはかり、福祉、介護、医療等支援の連携強化に努めること。また、その際に厚労省が発行した連携支援のマニュアルを活用し、学校現場との連携支援に努めていくこと。
- ③介護者であるケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的としたケアラー条例の制定に向けて検討すること。

(5) 子どもの通院と入院の医療費は、県内全ての自治体で小中学生の入院医療費が無料となる助成制度を実施しており、さらには、対象区分を拡大している自治体もあるが、自治体による助成制度のばらつきが依然としてみられる。よって、子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもの保健の向上をはかる目的を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域格差の解消が必要であることから、子ども医療費無料制度の拡充に向け、国の制度として実施されるよう引き続き、要望していくこと。

4. 障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

(1) 障がい者に対する合理的配慮に関し、移動の自由を制限することの無いよう、JRなど公共交通機関に対し、ユニバーサルデザインの推進、バリアフリー化、ホームドアの設置等、すべての人が利用しやすい施設整備が推進されるよう、助成を拡大すること。

5. インクルーシブな地域共生社会の実現に向けた取り組み

(1) 8050問題やヤングケアラー、ダブルケア、ひとり親世帯等、一人で悩みを抱え込み社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースも発生している。このようなことから、医療・介護・生活支援等が一体的に提供されるアウトリーチ支援による地域包括ケアシステムの構築に向けて、以下の内容で取り組みを推進すること。

- ①地域共生社会の実現のため、多様性の尊重を謳う条例の制定を推進すること。また、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制整備事業について、各市町村が包括的な支援体制を構築できるよう連携をはかること。
- ②就業しているひとり親の支援のため、市町村に対し土日、祝日・夜間の相談対応等の充実を促すとともに、ひとり親に関連する行政支援窓口の一本化(ワンストップ化)を支援すること。また、こども家庭センターの設置を促進する中、ダブルケア状態にある労働者に配慮し、地域包括支援センターなどとの連携を推進するとともに、ひとり親の従業員のための支援窓口などを設置している企業に対し、活用できる情報提供ツールの提供など、企業との連携を強化すること。
- ③住民の生活に必要なあらゆる情報が発信され、行政上の申請手続きを一括して行えるアプリの整備に、各市町村と連携し取り組むこと。
- ④子どもの虐待防止に向け、子ども子育て支援員研修を企業において実施するなど、企業と連携した取り組みを実施すること。
- ⑤地域で認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防と治療やケア技術に関する研究開発など認知症対策をより一層強化すること。また、若年性認知症をはじめ、認知症に関する理解を促進するために、認知症サポーターの養成と子どもや学生への啓発などに取り組むこと。
- ⑥医療的ケア児等とその家族に対する支援制度が実効的な取り組みとなるよう支援体制に努めること。また、「医療的ケア児等支援センター」を各市町村へ拡充するよう検討すること。

(2) 地域住民の日常生活を守るため、誰もが医療・介護、各種行政サービス等を受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて以下の取り組みを推進すること。

- ①地域公共交通の維持・確保・拡大をはかるため、運行事業・公共交通への助成を行うこと。
- ②移動販売や空き家等を活用した商業施設の開設・運営への支援を行うこと。
- ③高齢者など、交通弱者の生活支援に向け、安全・安心を前提としたシェアリングエコノミーの確立や、自動運転技術の開発支援とその活用による移動手段の確立と利便性の向上をはかること。

5. ジェンダー平等・男女平等政策

1. 男女平等社会実現の取り組み

(1) 男女共同参画社会の実現に向け、大分県「第5次おおいた男女共同参画プラン」の着実な実行に努めること。また、多様な価値観を受け入れ、互いに支え合う社会をめざすため、下記の内容について取り組むこと。

- ①ジェンダー平等社会の実現に向けて、多様な性のあり方を認める教育・啓発、相談体制の充実に努めること。
- ②すべての県民が個人として尊重され、平穏な生活の確保により地域社会を構成する一員として、あ

あらゆる分野の活動に参画できる権利が尊重されるよう多様性条例の制定に向け検討すること。

- ③働く者の健康サポートを強化するため、更年期症状や不妊治療、生理痛に対する理解促進に向けた企業研修等を行った場合の助成や、更年期症状や生理痛の休暇制度を導入する企業の支援、休暇を取得した場合の所得保障の検討を推進していくこと。
- ④パートナーシップ宣誓制度の理解促進活動や未実施の市町村には実施にむけた支援を行うこと。

(2) すべての働く者が安心して仕事と育児や介護等を両立できる環境整備について、下記のとおり取り組むこと。

- ①「おおいた働き方改革」共同宣言でも掲げている男性の育児休業取得率向上について、男女がともに子育てと就業継続・キャリア形成を両立できる取り組みの促進をはかること。
- ②妊娠・出産・育児、介護などを理由として退職した労働者の再就職を支援する施策の周知と拡充をはかること。とりわけ、妊娠・出産を機に退職する割合が多い女性に対する取り組みを強化すること。
- ③働く保護者の負担軽減に資するよう、延長保育(幼稚園や認定こども園における預かり保育を含む)、夜間保育、病児保育、休日保育等の拡充のため、財政支援を強化すること。

6. 人権政策

1. 女性、男性、子ども、あらゆる人権を冒瀆する性の商品化や暴力を許さない社会づくりの推進

(1) 弱い立場にある全ての人に対するあらゆる暴力(性犯罪、ストーキング、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDV等)の根絶・防止に向け、引き続き、広く県民に対する広報・啓発活動を充実し、下記の内容に取り組むこと。

- ①後を絶たない児童虐待については未然に防ぐため、あらゆる段階で通報出来るよう関係機関に対し指導・協力を行うとともに、あらゆる機会を利用し、オレンジリボン運動の推進をはかること。
- ②「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024.4施行)、および同時期に策定された「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画」を基に、女性の人権擁護、福祉増進の取り組みを推進すること。
- ③DV時における迅速な保護につなげられるよう関係機関と連携をはかること。
- ④配偶者からのDVによる相談窓口をすべての市町村に設置するよう推進すること。加えて、すべての相談窓口において、女性相談員を配置できるよう支援すること。また、性暴力の被害者を支える県の救援センター「すみれ」の周知活動のひとつとして、緊急避難の対応を含めて女性用公共トイレの個室へチラシが貼付されているが、同様に男性の目に付く箇所にも貼付するなど、引き続き幅広く「すみれ」を周知すること。
- ⑤それぞれの事案に対応した相談体制の強化に向けて、適正な人員配置はもとより継続雇用のための体制整備ならびに専門職を配置するなど一層取り組むこと。

2. 人権を尊重する社会づくりの推進

(1) 人種、民族、宗教、肌の色、性別、年齢、疾病、障害、門地、性的指向・性自認等による人権侵害はいまだに続いている。また、近年では、インターネット上における人権を侵す差別投稿が氾濫している状況であることから、自治体のモニタリング事業の取り組みを強化すること。

(2) 部落差別問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、重大な人権問題である。このようななか、あらゆる人権問題の解決に向け下記の内容に取り組むこと。

- ①各市町村における人権施策の取り組み格差を解消するために、市町村が実施する啓発活動を引き続き支援すること。その際には、人権施策の取り組みが充実している他県の取り組み事例も参考にすること。
- ②公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会をはじめ、部落解放や人権の確立を求める様々な外部団体との連携を強化し、学校や企業、地域における啓発活動の充実をはかること。なお企業等啓発活動については講師派遣回数、受講者数を把握すること。
- ③「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、法の周知と部落差別撤廃を主要な課題として、「大分県人権尊重施策基本方針（大分県人権施策基本計画改訂版）」の着実な推進に向け引き続き取り組みを進めること。加えて、水平社創立から100年経った今も、さまざまな差別が存在していることから、あらゆる差別の撤廃に向け、周知・啓発に取り組むこと。

(3) 人権尊重の社会をつくるために独立性と実効性を確保するよう下記の内容について取り組むこと。

- ①人権救済体制の確立および人権侵害被害者の保護の観点から相談体制の充実はもとより、救済すべき事案が生じた場合の実効的な人権救済機関との連携協力関係の強化をはかること。併せて、より実効性のある人権救済制度の確立について引き続き国に要請すること。
- ②県内全市町村において導入している「事前登録型本人通知制度」については、戸籍・住民票の不正取得を防止する目的を広く県民に対して理解促進に努め、制度の周知・徹底をはかり事前登録の推進に努めること。
- ③1948年に制定された旧優生保護法のもと、優生手術が行われた方の実態の把握や検証はもとより、救済措置等早急に施策を講じること。

(4) 人権を尊重する社会づくりの推進に向けて、下記の内容に取り組むこと。

- ①就職差別の撤廃に向けては、引き続き、採用を行う企業に対し、各種統一応募用紙の使用について徹底していくこと。加えて、採用選考の際には、就職差別につながるような身元調査を行わないよう働きかけること。
- ②求職者に対しては、引き続き、ハローワークにおいて、違反事例に関するリーフレットを配布することなどによって周知していくこと。
- ③高等学校においては、公正選考に向け、引き続き、就職試験受験者アンケートの取り組みを徹底していくこと。
- ④事業所における公正な採用選考システム確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進委員」を一定規模以上の事業所に配置することや研修の充実にはハローワークと連携し努めること。

(5) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいたビジネスと人権に関する課題へ取り組みを推進すること。

- ①県は公契約や民間業務委託などにおいても、「ビジネスと人権」に関する問題が発生し得ることを踏まえ適切な策を講じること
- ②企業に対して、自社の人権方針や人権デュー・デリジェンスの実施、取引先への対応について、ビジネスと人権に関する教育・研修を実施するよう推進していくこと。

7. 教育政策

1. 教育行政のあり方

(1) 豊かで行き届いた教育を実現するため、今後も引き続きより多くの地域に赴き、地域・保護者・子どもの声はもとより、学校長をはじめ、広く現場の教職員の声を聞くこと。そのうえで、以下の内

容に取り組むこと。

- ①大分県長期教育計画の策定及び実施における実効性の確保のため、学校現場の実態に即した意見が必要であることから、大分県長期教育計画委員会に学校現場における労働者の代表を参画させること。
- ②寄せられた要望については、積極的に教育行政の施策と予算の配分に反映させるとともに、その反映状況を明らかにすること。

(2) 子どもたちが安心して教育を受けられる環境を保ち続けるといった観点から以下の内容について取り組むこと。

- ①県立高等学校および県立特別支援学校の再編整備・統合に関しては、進学における家庭の影響（遠距離通学・下宿）が起ころうするため、引き続き地域住民、保護者、学校現場の声を充分反映させること。
- ②これまでの再編整備・統合により、遠距離通学となっている子どももいる実態を踏まえ、「通学費等奨学金」の金額設定や適用人数についてさらなる拡充や給付型への移行について、引き続き検討を行うこと。
- ③地域コミュニティの維持をはじめ、これまで行ってきた学校統廃合によって惹起される問題点に対して、学校現場の声を聞き、必要な対策を早急に講じること。

2. 子ども1人ひとりの学習権の保障と教育環境の整備

(1) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、中等教育を含め、さらなる少人数学級の推進が求められていることから、以下の内容について取り組むこと。

- ①県費負担による教職員の増員及び加配を行うこと。
- ②小学校1、2年生、中学校1年生の「下限」を撤廃すること。
- ③複式学級の編制基準については10人以下とすること。
- ④高校については、学級編制基準を全日制で30人以下、定時制で20人以下とするとともに、定時制・通信制教育での学びを保障するための教育環境整備をすること。
- ⑤少人数学級の推進には、教職員の確保が重要であるが、教職員の負担の増大等により教職員不足が生じているため、部活動の地域への移行、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤配置、教科担任や学級担任外教員、教員業務支援員等について、外部人材の活用も含めて拡充し、教職員の負担軽減をはかること。

(2) 学力テストにより学校現場では、過去問題への取り組みによる事前対策が常態化し、本来の調査目的と乖離しており、子どもや学校現場の負担が増加し、本来の授業時間を確保できず、「学び」に影響していることを踏まえ、以下に取り組むこと。

- ①開催頻度の見直し等を検討すること。
- ②実施する学力テストについては、文部科学省の通知を踏まえ、児童生徒個々人のつまずきを把握し、今後の教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることなど、その本来の目的を果たすためのみに活用することとし、結果の公表がマスコミの報道につながり、学力による序列化や過度の競争を助長する原因となっていることから、結果の公表は行わないこと。

(3) 社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる主権者教育について、確実にカリキュラム化したうえで意識の醸成に努めるとともに人権教育や男女共同参画社会を推進する観点から教育分野における教育・能力開発・学習機会を充実させること。とりわけ、以下の項目について、引き続き取り組みを強化すること。

- ①働くことの価値と働くものの権利を軸とした職業観の形成やワークルール（労働法等）に関する基

礎知識について学び、すべての学校で子どもが勤労観・職業観を養えるよう取り組むこと。

- ②進路選択、職業選択においては、男女職務分離の改善を念頭に置き、各人が主体的に選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような進路指導等を実施すること。
- ③教育課程において、結婚や、出産・育児期、看護・介護等に直面しても働き続けることをサポートする各種制度があることを伝えるとともに、あらゆる人権問題の解消や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて、教育を通じ徹底すること。

(4) 県内各市町村の第6次学校図書館図書整備5年計画における教材費・図書費の財源措置状況を把握し、明らかにすること。また、教材費・図書費の財源については、義務教育費国庫負担金で措置するよう、国へ要請すること。併せて、県としても県立学校の図書館の整備・充実をはかること。

(5) 活字離れが進む子どもたちを、本の魅力に気づかせることへとつなげていくため、県内のすべての県立学校、市町村立学校に正規職員として専任の学校司書を配置し、学校図書館教育の充実をはかること。

(6) いじめや不登校、災害等、子どもたちのさまざまなメンタルに関する問題は、長期的・継続的な関わりによる「心のケア」が必要である。したがって、国の予算の増額も踏まえ、スクールカウンセラーをすべての学校に常勤配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの配置についても引き続き市町村と連携して充実・強化をはかること。

3. 高校教育制度の見直し

(1) 障がいのある子どもの高校進学に関しては、「障害者基本法」第16条に則り、障がい等を理由にした排除を行わず、県が率先して教職員の増員や施設改善など必要な支援策を講じ、すべての子どもが安心して高校生活を送れるようにすること。また、障がいのある子どもなどが、別の方法で教育を行わざるを得ないという特別の理由がない限り、引き続き合理的な配慮により、普通学級に在籍して教育を受けられるインクルーシブ教育を推進すること。

(2) 社会全体で子どもたちの学びを支えるため、以下の取り組みを推進すること。

- ①家庭の経済的背景による社会的な分断を招くことなく、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用を無償化とするよう、引き続き全国知事会や全国都道府県教育長教育会議を通じ国に対して要請していくこと。
- ②大学生等に対する給付型奨学金と無利子貸与奨学金の拡大等について、引き続き全国知事会や全国都道府県教育長教育会議を通じ国に対して要請していくこと。
- ③就学支援金支給対象生徒の申告漏れや高校生等就学支援金制度および授業料以外の教育費負担を軽減するために設けられた高校生等奨学給付金の受給対象となる生徒が受給し損ねることのないよう引き続き十分な対応をはかるとともに、その他教育費に関する公的支援の拡充を行うこと。

(3) 高校入試の全県一通学区制度においては、大分市一極集中が生じており、若者の転出超過による人口減少や少子化を踏まえた地域に根差した教育基盤の整備も重要であると考えられる。よって、家庭・学校・地域が一体となった教育の推進に向けて、魅力ある学校づくりが求められることから、全県一区制度の是非や、全国募集校の拡大などを含めて幅広く検討をすること。

また、高校進学が準義務教育とも言える状況となっていることから、受験者数が定員内であった場合に、点数や障害の有無を理由に不合格を出すことなく、他県の事例を踏まえ、高校進学を希望する全ての子どもが進学出来るよう、大分県独自の取り組みを検討すること。

(4) 人口減少社会の進行に伴い、ものづくりの職場をはじめ、さまざまな分野で人材獲得競争が厳しさを増しており、人材の確保が重要課題となっている。したがって、県内の人材が県内のさまざまな職場で活躍できるよう、個々人の特性や価値観など、多様化するニーズが活かされる、包摂的な教育・指導を推進すること。また、そのために必要となる公立の高等教育機関の設置や、高校等における産業教育、職業教育、専門教育の充実をはかること。

4. 学校職場における労働安全衛生体制の確立

(1) 小学校の学級編制基準が段階的に35人に引き下げられるが、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、中等教育を含め、更なる少人数学級の推進が求められていることから、以下の内容に取り組むこと。

- ①長時間労働の削減に向け、県費による教職員の加配を含めた予算を確保すること。
- ②適切な勤務時間管理に基づく時間外上限時間の遵守や業務削減による心身の健康確保の徹底に努めること。加えて、休憩時間中の勤務や、いわゆる「持ち帰り仕事」については、させないことはもとより、業務量の上限規制を行うなど、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針および計画を策定・実行すること。
- ③労働安全衛生体制のもとでの安全衛生に関する取り組みが実効あるものとなるよう、労働安全衛生法に基づく研修を充実させるとともに、引き続き管理職のマネジメント能力を高め、現場で働く教職員の安全衛生に対する意識を向上させていくこと。
- ④県内における教職員の現職死亡や、メンタル不調を含む病気による休職などが発生していることから、教職員の心身の健康の確保に向け、健康診断や相談体制等の充実をはかっていくこと。あわせて、定年延長制度を踏まえ、60歳以降も安心して働き続けられるよう、50歳台後半からのメンタルヘルスや健康診断の充実をはかること。

5. すべての子どもを包摂する教育の推進

(1) 不登校や中途退学、虐待を受けた子どもの学ぶ権利を保障するため以下の内容に取り組むこと。

- ①不登校児童生徒への支援の在り方については、多様な教育機会の確保が必要なことから、通信制高校やフリースクール等に対し、ニーズの増加を踏まえたハード・ソフト両面の充実に向けた支援を行うこと。
- ②すべての人が学ぶための環境を整備するため、国が夜間中学の設置促進・充実をはかっていることを踏まえ、夜間中学校の開設に向けた具体的な進捗を示すこと。

6. 深刻化する低投票率の解消に向けた取り組み

(1) 選挙は、民主主義国家において有権者が政治に参加し、その意思を反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であるが、各級選挙の投票率の低下が問題となっており、とりわけ日本の将来を担う若年層において深刻な状況となっている。このような状況を踏まえ、以下の内容に取り組むこと。

- ①子どもたちへの主権者教育に取り組む中、社会参画意識を養うとともに、政治参加の重要性と意義について理解を深めさせること。
- ②選挙管理委員会による高校生への出前講座は、社会人として必要な知識を身につけ政治参加の意識を醸成する主権者教育に主眼を置き、身近な問題から政治に興味を感じるよう実施すること。
- ③20代前半の投票率が低いことから大学生や専門学校生においても、投票率の向上対策の取り組みを推進すること。

8. 土地・土木・住宅政策

1. 安心・安全な社会とまちづくりの推進

(1) 道路・橋梁・河川・港湾など、これまでに整備された社会資本については、高度経済成長期以降に大量に整備されており老朽化が急速に進行している。これら社会資本は、適切に維持・管理を行うことはもとより、耐震化を含めた長期的な計画に基づき、強靱化をはかること。

また、県営住宅については、2020年6月に策定した「大分県公営住宅マスタープラン2020」に基づき、エレベーター設置を含むバリアフリー化の推進はもちろん、高齢化・核家族化・単身世帯・外国人・ひとり親世帯など、多様化かつ社会情勢に応じて変化する「居住者の住宅ニーズ」を捉えつつ、居住空間の改善や、入居条件に関する制度改正などの取り組みを進めること。

(2) 適切な管理が行われていない空き家等による、防災、防犯、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が大きく、県内でも被害が生じており県民の関心も高いことから、安全面での対策を早急に講じること。あわせて、法の整備など、国に対して、働きかけを行うこと。

さらには、改正・空き家対策特別措置法(2023年12月13日施行)や、相続登記の申請義務化(2024年4月1日施行)等について、県民への周知活動を推進すること。

一方、人口減少が進む県の状況を踏まえた上で、地域振興策の一環としての「空家」の利活用の推進にむけて、UIJターン者向けの空家利用について、引き続き、取り組みを支援すること。

(3) 安心・安全な住生活環境づくりにむけて以下のことを取り組むこと。

- ①街頭における防犯カメラ設置については、能登半島地震の被災地では、犯罪抑止の観点から増設している現状である。こうしたことを踏まえて、平時より、プライバシー保護に十分に配慮した上で、設置に関わる取り組みを推進すること。あわせて、市町村の取り組みについては、予算措置を含めて対策を講じること。
- ②生長した樹木や雑草が歩道や車道に張り出し、通行の妨げとなる箇所が存在する。こうした箇所の伐採や除草等の対策を積極的に行うとともに、県道以外については市町村と連携をはかり取り組みを促進すること。さらには、歩行者の安全確保の観点から歩道の拡充をはかること。

(4) 県民の利便性向上はもちろん、流通網の充実や企業誘致の促進などによる県経済の発展と、2024年1月1日に発生した能登半島地震によって当該地域の交通網が寸断された事例を受けて災害時のリダンダンシー確保の観点から、交通インフラ整備のさらなる推進をはかること。

- ①中九州横断道路や中津日田道路の早期完成にむけた取り組みを加速させること。
- ②東九州自動車道、日出バイパス、大分空港道路の4車線化については、大規模災害時における緊急車両の通行確保はもちろん、平時における車両通行の「定時性」や「安全性」を確保する観点から、積極的に取り組みを進めること。
- ③東九州自動車道や大分自動車道については、霧などの悪天候によりたびたび通行止めが発生し、県民生活や産業・観光面で支障をきたしていることから、通行止め時の「迂回対策」に関わる対策を講じること。
- ④近隣県とも連携しながら実現に向けて取り組んでいる「東九州新幹線の整備」や「豊予海峡ルート構想」については、県財政はもとより、県民生活や企業活動に及ぼす効果と影響について丁寧な調査を行うこと。あわせて、関係省庁への働きかけなど、必要な対応を進めること。

9. 環境・エネルギー政策

1. 地球温暖化防止策の推進

(1) 2050年のカーボンニュートラルの達成については、社会を根本から変える対応が求められるこ

ととなることから、政労使など関係当事者が参画する「社会対話」を基本とした上で、取り組みを推進すること。あわせて、GXの実現については、「グリーンな雇用」の創出や「円滑な労働移動」だけでなく、「失業なき労働移動」を担保するための重層的セーフティネットの構築はもとより、中小企業に対する移行支援を講ずること。

また、通常の製品よりもコストがかかるグリーン製品の製造や導入に対しての支援、グリーン・コンビナートおおい推進構想の実現化など、様々な機会を通じてGXの実現にむけた取り組みの進捗状況について周知を行うこと。

さらに、国に対しては、連合が求める「公正な移行」に関わる要請趣旨を踏まえつつ、継続的かつ積極的な支援を行うよう働きかけを行うこと。

(2) 県が策定した「第5期地球温暖化対策実行計画」については、県民に周知することはもちろん、関係組織・団体と連携をはかりながら積極的な取り組みを進めること。

具体的には、運輸部門における排出ガス削減にむけて、県内主要渋滞箇所の解消の取り組みを加速させるとともに、次世代自動車のさらなる利用促進にむけた、EV充電スタンドや水素ステーションの設置拡大を行うこと。あわせて、県公用車のクリーンエネルギー化をはかるとともに、県庁舎等の公共施設への太陽光発電設備の設置を推進すること。

また、県が取り組む「置き配バッグ」の普及促進について、現在の取り組み状況を明らかにするとともに、「宅配ボックス設置」に係わる助成拡充にむけた取り組みを推進すること。

2. 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

(1) 安定的・廉価な価格でのエネルギーの供給については、省エネによるエネルギー需要を抑制する一方、既存発電施設の有効活用等によって、エネルギー供給の増強をはかる必要があることから、引き続き、国に強く要請を行うこと。また、再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステム、水素エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用など、省エネ技術の開発・普及に努めること。とりわけ、水素エネルギーシステムについては「カーボンニュートラル」の実現にむけた、重要なエネルギーのひとつであることから、九州唯一のコンビナートから発生する副生水素の活用など、県内の水素サプライチェーンの構築支援と関連産業の育成に努めること。

あわせて、次代を担う産業の育成といった観点から、地域や自然環境・景観との調和に十分配慮しつつ、県の強みを生かした地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進や関連機器・システムの開発販路開拓などに積極的な支援を行うこと。

(2) 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、県民および県内産業に対する賦課金による負担が増大していることから、企業や国民負担の妥当性や納得性などを精査し、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しが行われるよう、引き続き国へ要請すること。

3. 水資源の有効利用と生活排水処理の整備促進

(1) 「大分県生活排水処理施設整備構想2015」の初年度の取り組み評価および進捗状況の管理を確実にを行うとともに、生活排水処理率の向上にむけて、各種事業を一層推進すること。

また、各市町村における合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の普及に向けては、その進捗を把握しながら的確な指導を行うこと。

(2) 県の「第三次大分県きれいな海岸づくり推進計画」に基づき、県、市町村、ボランティア団体等との連携はもちろん、学校やPTA、自治会、地元企業等とも幅広く連携し、漂着ごみの撤去・回収の取り組みを行うこと。あわせて、「内陸部における対策」についても取り組みを推進すること。

一方、「マイクロプラスチック」については、海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されていることから、積極的な取り組みを展開すること。

4. 人体や生活環境への影響が懸念される諸課題への対応

(1) 風力発電や太陽光発電は再生可能エネルギーとして有効ではあるが、風力発電の風車による低周波音や、太陽光発電のソーラーパネル設置後の土砂災害の発生、今後見込まれる老朽化したパネルの廃棄問題、景観保全に係わる問題については懸念があることから対策を講じること。

10. 交通政策

1. 持続可能な社会基盤としての交通・運輸体制の確立

(1) 県内集落の1/3が高齢化集落（小規模集落）となっているが、「地域公共交通」は、住み慣れた地域に住み続けるために必要不可欠な社会インフラである。とりわけ、子どもの通学や自動車運転免許証を返納した高齢者の買い物・通院など、高齢者や障がい者の外出機会の保障とまちの活性化が必要であることから、各地域に応じた交通シビル・ミニマム（生活基盤最低保証基準）を示すことに加えて、公共路線維持と、新型コロナウイルス感染症対策の一環とした「減便防止措置」を市町村と連携して講じること。

あわせて、地域の実情を踏まえたコミュニティバスや乗合タクシー・ライドシェアの運行など、住民のニーズも考慮した生活交通の確保に努めるとともに、地域公共交通従事者は労働条件や2024年問題、カスタマーハラスメントなどで常時ドライバー不足のため、地域公共交通事業者に対する、行政による経営支援を行うこと。

また、次世代モビリティサービス等の先端技術を活用した新たな交通手段確保に向けた検討を行うこと。

(2) バス事業については、複数の市町村をまたぐ路線バス運行へ運航費を助成する「地方バス路線維持対策事業」および県民生活に必要不可欠な地域公共交通に対して助成する「生活交通路線支援事業」を引き続き行うとともに、事業の拡充をはかること。加えて、運転免許返納者や高齢者に対する運賃補助事業について、ICカード導入の支援を行うこと。

あわせて、国庫補助対象基準を満たさない幹線バス系統の多くは、事業者の努力によって運航継続されているが、バスの運行は県民生活に必要不可欠な地域公共交通であることを踏まえ、助成対象基準の緩和について、引き続き国に強く要請を行うこと。

また、離島住民の生活を支える観点から、離島航路の維持に向けて事業者に対する助成を引き続き行うこと。

(3) 2024年度開設予定となっている大分空港への「ホーバークラフト就航」については、安全運航対策の強化を最優先としたうえで、荒天などによるホーバークラフト欠航時の対応、大分空港に発着する航空機の遅延・欠航時の具体的な対応について明らかにすること。

あわせて、大分空港へのアクセスは、ホーバークラフトを主体とする「海上アクセス」と、バスを主体とする「陸上アクセス」との「ダブル運行体系」となることから、両アクセスを運行する事業者が、共存できる対策を講じるとともに、必要に応じて財政的な支援を行うこと。

また、アフターコロナで週末や繁忙期に、大分空港の駐車場が混雑し、満車になる場合もあることから、駐車場の拡充の取り組みを推進すること。

(4) 駅の無人化が進み、緊急事態発生時などのイレギュラー対応はもとより、子どもや高齢者、ハンディキャップをもつ利用者への安全対策について、不安視する声が広がっている。さらには、減便

やダイヤ改正により、高校生の部活動への参加に支障をきたしたり、通勤・通学時の車両編成縮小にともない、車内混雑が発生している状況がある。

こうした課題に対して、県・鉄道事業者・地元市町と連携しながら対策を講じるとともに、必要に応じて、鉄道事業者に対して行政による経営支援を行うこと。また、簡易委託駅の運営を行う自治体に対して、支援の拡充をはかること。

一方、人口減少や少子高齢化による利用者の減少とあわせて、コロナ禍の影響により、地域公共交通を担う鉄道事業者は、厳しい経営環境下にある。このことを踏まえた上で、課題解決にむけて、国に対して働きかけを強く求めること。

(5) サイクルツーリズムの推進にあたっては、サイクルハブの拡充を進めた上で、他都道府県や諸外国での好事例を参考にしながら、広域ルートの設定や商品造成、受入団体の拡充等の取り組みを進めること。

また、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナー向上に係わる対策については、利用者数が多い若年層に対する安全意識向上の取り組みを行うとともに、安全啓発動画の配信等については、Instagram、X(旧 Twitter)、YouTube 等の SNS の活用や、インターネット広告、映画広告なども積極的に活用し、若年層にダイレクトに届ける施策を講じること。

2. 交通渋滞・通勤混雑解消対策の推進、交通の円滑化

(1) 近年、ネットショッピング等の需要増加にともなう個配の増加により、物流環境が大きく変化し、トラックによる輸送量が増加している。

「車両と人の安全を両立する」ためにも、専用駐車場や荷捌施設の設置について、条例がない市町村への条例制定の推進、駐車場法の特例制度として規定された荷捌き駐車施設の集約化、住宅街における駐車規制の見直しなど、地域の実情を踏まえた上での「物流を考慮したまちづくり」の実現にむけて、取り組みを加速させること。

また物流の 2024 年問題により、より困難となっていくことが懸念されることから、置き配の普及や貨物用ドローンの活用などへ支援を行うよう国へ働きかけを行うこと。

あわせて、駐車場・タクシー乗り場の他、主要駅での路線バス乗降場および貸し切りバスの駐車場整備についても、より一層、推進すること。

3. 県民生活の安心・安全の確保について

(1) 視認性や省エネにも有益性が認められる「LED式信号機」の設置促進と、交通安全対策としての「歩車分離式信号機」の整備を推進すること。その際、地域住民等からの意見・要望を待つのではなく積極的に取り組みを展開すること。

あわせて、交通事故減少の観点から「時差式信号機」の矢印表示化についても検討すること。

11. IT政策

1. IT 利活用のための整備

(1) 「健康・医療」や「環境・エネルギー」「防災・減災」等の分野については、将来にわたり安心して暮らすための基盤であることから、個人情報の保護等を基本としつつ、さらなる ICT や IoT の利活用を推進すること。

また、離島や中山間地域などの条件不利地域における、光ファイバー整備の進捗状況について、明らかにするとともに、都市部との地域間格差の是正にむけた取り組みを行うこと。

(2)「ローカル5G」については、河川監視などの災害対応や、遠隔診療、公共施設の運営、テレワーク環境の整備等、地域の諸課題をはじめ多様なニーズに用いられることが期待されていることから、行政サービスへの活用を検討すること。さらには、地元企業等に対しても、導入促進にむけた対応を行うこと。

また、基地局から発せられる「電磁波」等については、国は「電波防護指針」を策定するとともに、周波数が高くなっても人体への作用が強く働くわけでないことと、基準値以下の電波で人体への影響が認められてないことを公表しているところである。一方、国内外では、5Gの健康影響に関する懸念の声がある。こうしたことから、県民からの相談受付など、現況における県の取組体制について明らかにするとともに、引き続き、国等の検証結果を注視しつつ対応をはかること。

12. 大規模災害に関する事項について

1. 大規模災害発生に備えた防災・減災対策の充実

(1)2022年度の自主防災組織や自治会単位での「防災訓練」の実施率がコロナ禍後69.6%まで回復したが、引き続き、未実施組織への働きかけを行うとともに、参加者数や訓練内容の充実なども推進させること。加えて、地域防災活動の要となる「防災士」については、現在取り組んでいる育成プログラムの内容について明らかにするとともに、災害発生時において、日頃の訓練成果が発揮できるよう、より実践に即した育成プランを作成し提供すること。あわせて、防災士不在の地域の解消にむけた取り組みや、防災士の高齢化対策など地域防災力向上の取り組みを加速させること。

さらには、消防団員の確保についても、引き続き、対策を講じること。また、市町村ごとの災害ボランティアネットワークの拡大・強化をはかるとともに、災害ボランティアセンターを設置・運営する人材の育成を加速させること。

(2)県における自力避難困難者（避難行動要支援者）の「個別避難計画」の策定状況を明らかにするとともに、未策定の解消にむけた取り組みを加速させること。また、「デジタル弱者」に配慮しつつ、プッシュ型の防災情報がすべての地域に行き届くよう、複数の伝達手段の確保を講じること。

あわせて、防災情報については、「震度・雨量・特別警報」のタイムリーな発信とともに、「ライフラインの復旧」や「救援物資の受取場所」など、住民ニーズに即した、きめの細かい提供を行うこと。

(3)頻発・激甚化する水害に対応した抜本的な「治水対策」はもとより、河川改修、河床掘削、支障木伐採による浸水被害の軽減に関わる対応を加速させること。また、土砂災害の発生防止については、急傾斜地崩壊対策や地滑り対策とともに、現在、県が把握している「盛土」については、引き続き注視するとともに、2022年7月に公布された通称「盛土規制法」のもと対応を講じること。

あわせて、水道・電力・石油・ガスなどのライフライン施設の強靱化はもとより、道路の電柱倒壊や半島へ行くための道路崩落による「閉塞防止対策」や、啓開ルート上の「法面崩落対策」を着実に進めること。

さらには、災害発生時における、孤立地域の発生防止の観点から、中山間地域の道路の「斜面崩壊対策」を行うとともに、海岸地域の道路については、高波や津波への備えとして「越波対策」を講じること。

(4)大規模災害に迅速かつ的確に対応するために、近年の情報通信技術等の発達を踏まえ、ドローンやAI、IoTを活用した災害発生時の状況把握や情報分析はもとより、ICTを活用した情報提供の充実・強化に努めること。

とりわけ、日本語を含む15言語に対応し地図情報を含んだ防災情報を配信する「おおいた防災アプ

り」の普及については、在県外国人への確実な情報伝達の観点から、取り組みを加速させること。

また、携帯電話の「世帯カバー率」の向上に留まることなく、「エリアカバー率」の向上にむけた取り組みを行うこと。あわせて、情報を受信する側への対策として、携帯電話等の通信機器の電源確保の対策を強化すること。

一方、2020年7月豪雨災害時には、日田市にて通信基地施設の被災により、携帯電話などの通信手段そのものが使用できない地域が生じたことから、平時より、通信基地に係わる基盤整備対策を強化するとともに、必要に応じて、国に対して対応を求めること。

(5) 災害発生時に避難所となる「公共施設」の水害リスクの軽減と、耐震化に係る対策の強化など、安全性の向上にむけた取り組みを前進させること。とりわけ、学校は避難所としての役割も大きいことから、大規模の改修工事に際しては、大規模非常災害時における避難施設として整備するよう支援すること。

なお、避難所から遠いところに住居がある場合もあるため、避難所の拡大についても市町村と連携をとり取り組むこと。

また、災害発生時は一次避難場所に長期滞在の可能性もあることから、避難所内での感染症対策、プライバシーの確保、犯罪発生の防止、栄養価の高い食事の提供、睡眠の確保、衛生的な下着の提供、ペットとの共生など、避難者の「基本的人権」が確保された衣食住生活空間の提供に係る取り組みを推進すること。

あわせて、県は「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を2023年5月に改定したところであるが、能登半島地震での教訓を活かし、女性の防災職員の配置や、帰省時期と重なった場合の備蓄品調達先の検討、船上避難の検討など避難者のニーズに即した対応がはかられるよう、内容の充実をはかること。

(6) 危機的状況に備えた「事業継続計画（BCP）」の策定について、行政のみならず、企業、医療機関、介護施設、教育機関等、県内のあらゆる組織に普及させること。

また、内容の精査と、さらなる充実化にむけては、感染症、自然災害、武力攻撃等の存立危機事態など、各々の危機的状況に応じた「BCPの策定」が必要となる。さらには、いつのタイミングで、どの事業を、どの程度「停止」または「再開」させる等、きめの細かい設定が不可欠となる。こうした判断基準を明らかにするとともに、事業者や県民の理解を得られるよう、取り組みを推進すること。

13. その他

1. 投票しやすい環境の整備

(1) ここ数年の各級選挙における投票率の低下は、民主主義の根幹を揺るがす憂慮すべき事態となっている。国民の権利保障に資する「投票に関する啓発活動」の強化はもちろん、各種環境整備を推進すること。加えて、県や市町村では解決が難しい諸課題については、国に対して働きかけを行うこと。

①投票率向上のため、期日前投票所、移動期日前投票所、共通投票所の設置を推進すること。その際、有権者の利便性を高めるために、頻繁に人の往来が見込める施設(総合スーパーや百貨店、スーパー等の大型商業施設内、駅舎内等)への設置を増やすこと。

②共通投票所および移動期日前投票所の設置ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。併せて、その経費について、財政運営上の支障が生じないよう必要な措置を講じること。

③投票所については、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦等を含めた、すべての有権者が投票しやすい「ユニバーサルな環境」づくりを考慮すること。加えて、長時間滞在することとなる投票立会人や運営従事者の健康を守る観点から、投票所内の空調など環境改善にむけた取り組みを推進すること。

- ④高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するために、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大をはかること。
- ⑤2002年に電磁的記録式投票法が施行され、自治体が条例を制定した場合には当該自治体の議会議員と首長の選挙における電子投票が可能となったものの、同法で認めている内容は、あくまでも投票所の電子投票機を操作する方式を前提とするため、依然として投票者は投票所へ出向かなければならない。また、国政選挙については電子投票の実施は認められていない。諸外国で導入がみられるインターネット投票を含めた「電子投票制度」の導入にむけて、国に対して働きかけること。

2. カスタマーハラスメントの防止と万引き犯罪防止対策の推進

(1) 公務職場を含むすべての職場におけるカスタマーハラスメントの防止にむけて、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメントの抑止・撲滅に係わる取り組みを推進すること。

具体的には、カスタマーハラスメントの根絶を謳う条例の制定はもちろん、倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を実施すること。さらには、カスタマーハラスメントの実態調査を実施し、対策に係わる研究を行い県政に反映させること。

(2) 小売業で働く労働者に大きな負担や不安を与え、小売業者に多大な損失をもたらしている万引き防止にむけて、官民による会議体を設置し、各組織が連携して万引きに関する総合的な対策を推進するとともに、事業者間で万引き事件やその対策に関する情報を共有化する仕組みを構築するなど必要な対策を講じること。

さらには、高齢者の再犯率が高い実態を踏まえて、福祉的及び医療的な観点からの対策を進めること。

3. 感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症の後遺症について、必要な財政措置を講じた上で、長期的・継続的な支援・対策を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大や長期化により、病床や人材、医療用物資等の不足など、様々な課題が浮き彫りとなった。

こうした教訓を踏まえて、県が行った直近の検証結果や新たな感染症予防計画の策定内容について明らかにすること。

また、将来発生しうる新たな感染症に対する備えを強化するとともに、対応体制の整備に係わる取り組みを継続すること。

以 上